

一般社団法人日本救急救命士協会定款細則

第1章 総則

(定款細則の目的)

第1条 この定款細則は定款第48条により本法人の運営に必要な事項を定める。

第2章 会員及び社員

(会費)

第2条 正会員は、本法人に入会するときに入会金を納入しなければならない。本法人を退会し、再入会するときも同様とする。

2 会費は2月20日までに本法人に翌年度分を前納されなければならない。ただし、新入会員の会費納入期日はこの限りでない。

3 会員証の再交付を受けようとする者は、再交付手数料を納入しなければならない。

4 前3項の入会金、会費及び手数料の額は、次に規定するとおりである。

(1) 入会金	10,000 円
(2) 正会員	10,000 円 (年額)
(3) 特別会員	10,000 円 (年額)
(4) 賛助会員 (法人)	100,000 円 (1 口年額)
(5) 賛助会員 (個人)	5,000 円 (1 口年額)
(6) 名誉会員	なし
(7) 再交付手数料	1,000 円

(退会)

第3条 本法人を退会しようとする者は、退会しようとする2週間前までに、所定の様式により、会長に届出なければならない。

2 前項の場合において、未納の会費があるときは、前項に規定する届出と同時に当該会費を納入しなければならない。

3 第1項の場合において、本法人は正会員名簿又は特別会員名簿の登録を抹消しなければならない。

(改正)

第4条 この細則の改正は、理事会の決定による。

附 則

(施行期日)

この定款細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この細則は平成 21 年 11 月 25 日より施行する。